ブルヌヴィル, D. E. とフランス 1909 年 4 月 15 日法 (「精神薄弱児」教育法) の成立について

星野常夫*

Bourneville, D. E. et l'élaboration de la loi du 15 Avril 1909 HOSHINO Tsuneo

Résume

L'auteur avait déjà pablié quelques études qui concernaient le traitement des déebiles mentaux au 19° siècle en France.

L'auterur s'interroge sur l'implication de Bourneville, D. E. dans lélaboration de la loi du 15 Avril 1909. Bourneville était membre de "la commission de Léon Bourgeois" qui avait rédigé un avant-projet de la loi. Mais, Bourneville ne pouvait guère exercer d'influence sur l'éraboration de cette loi. Car il existait des différences d'opinion entre Bourneville et Binet, A. qui était membre de la même commission. L'idée de Binet et de ses camarades se rfléte bien dans cette loi.

はじめに

筆者はこれまで、19世紀以降のフランスにおける「精神薄弱児・者」の処遇について検討を行ってきた。そして、いままでわが国ではほとんど報告されることのなかったセガン Séguin、E.O. (1818-1880) のアメリカ移住後のフランス国内の展開を調べたところ1.2.3、ブルヌヴィル Bourneville、D.-E. (1840-1909) という医師の幅広い活動が明らかになった4.5。彼はビセートル院の医師として、院内にセガンの方法を受け継いだ「精神薄弱児」のための「学校」を作った。そして国民議会の議員として「精神薄弱児」のための教育制度に関する提案も積極的に行っており、1890年代には「特殊学級」設置促進に関する論文も公にしている6。ブルヌヴィルは、

近代フランス「精神薄弱児」教育に深くかか わっていたのである。

一方,近代フランス「精神薄弱児」教育を公教育の中に初めて位置づけた法律が1909年4月15日法(以下,1909年法と呼ぶ)だといわれる。フランスの公教育制度を確立させた法律は1881年法および1882年法であるが,これらの法律には「精神薄弱児」に関する規定はなかった。その約20年後になってようやく「精神薄弱児」教育が確立したのである。

ブルヌヴィルの活躍した年代と 1909 年法 が成立するまでの時期はほぼ同一であるとい える. はたしてブルヌヴィルと 1909 年法と の関係はどのようなものであったのであろう か.

本論文の目的は、このようにフランスの 「精神薄弱児」教育に重要な位置をしめてい ると考えられるブルヌヴィルとフランス「精

^{*} ほしの つねお 文教大学教育学部

神薄弱児」の教育制度の確立を法律で裏付けた1909年法の成立との関わりを検討すること,つまりこの法律の制定に医師ブルヌヴィルはどのように関わっていたのだろうかという点を検討することである。

この目的のために本論文を以下のように進める.

- I ブルヌヴィルの「精神薄弱児」教育に 関する構想
- II 1909 年法の内容
- III 1909 年法の成立の経過
- IV ブルヌヴィルと 1909 年法

本論を進めるにあたり,今回は主として Fardeau, M. と Weygand, Z. (1991)⁷⁾の論 文に基づいて展開する。

I ブルヌヴィルの「精神薄弱児」 教育に関する構想

まずブルヌヴィルの「精神薄弱児」教育に関する考え方、教育観、そして教育制度に関する提言はどのようなものだったのだろうか。ここでは Fardeau, M. et al. では、このことについて次のように記述している8)。

「白痴性と変質性の子どものための一連の 戦いにおいて、ブルヌヴィルがそのような子 どものための教育の設立の要求を表示したの は1892年である。彼は、共和国社会の絶対 的な義務として白痴児と変質児の援助と処遇、 教育について判断をくだした。初期には、精 神病院の分野で一強い言葉ではなかったが一 すべての異常児は病人あるいは不具者として 警察の監禁でなくて科学と医学によって引き 上げられることを認識されねばならないこと を認めさせる戦いをした、彼は障害児のため のたくさんの施設や学校を作り拡張すること ができた、そしてこの施設の中で医学-教育 学治療の原則を展開した、彼は、複数の県に またがる白痴性, テンカン, 遅滞のための精 神病施設の設置を要求した。それを彼は精神 病院-学校 (asiles-écoles) と名づけ、後援

組織に基づき設置を勧めた。しかし、すべて の革新的な考え方は計画の状態にとどまるが、 最も敏感な結果はビセートル院の子ども部門 が徐々に混雑の程度を増していった。

彼は"醜悪な監獄"と記されているところ の内部の生活条件を改善するために戦った。 そして文書、報告書、訪問を増やした、彼は 子どもを郊外あるいは地方へ移送することを あきらめた、長期にわたる考慮の末、家での 援助はまずい結論と考え、この意見に戻りそ れを奨励した。1890年以降に彼が遺棄され た子どものために通常の学校に付属した学級 の創設にむけた運動を行い、パリの5区-こ こで彼は国会議員に選出されている―と6区 でこの恩恵に浴することのできる子どもの人 数を調査をしたのはこのような意味があるの だ 1895年からは、学校教育の義務制。盲 児や聾児のために現存する施設と類似のもの. 外国の実例をよりどころとした: "初等教育 の義務制はこのような子どもの援助、 処遇と 教育の視点に新しい議論を提供した"、彼は この付属学級が精神病院-学校と同じ方法を 使うことを望んだ、そこに配属される女子教 員は盲児や聾児のための施設で研修をし、看 護婦の授業に従う…この計画をこの時もはや 大臣ではなかったレオン・ブルジョアにまか せるとができなかったのだが、1895年セー ヌ県の教育長に訴えたのはこの考えであった.

1894年以降彼の示唆により、異常児の世話をしている者を招集し、運動がこうして発展した:会議、報告、知事、代議士、上院議員への書簡、会議への介入、請願:1894年にブルヌヴィルは公的扶助と慈善の全国会議に請願を作成し、1900年子どもの保護のためのパリ国際会議で繰り返した。

ここにはブルヌヴィルの「精神薄弱児」教育に対する考え方と彼の活動が描かれている。 まず、ブルヌヴィルの基本的な態度、「精神薄弱児」(ブルヌヴィルの言葉では「白痴児と変質児」)教育は「警察」の取り締まり によってではなく科学と医学によって解放されればならないという信念, つまり医学と科学を中心に考える態度は一貫しているようで, 彼の一連の活動例えば, 医学教育の改革・病院の世俗化に対するブルヌヴィルのはらった努力にも通じるものである⁹.

また, ビセートル院やヴァレ財団での実践 をしながらブルヌヴィルの「精神薄弱児」教 育制度に関する基本的な考え方は次のような 順番に変化をしている。

- 1 精神病院一学校 asile-école という名の 施設の設置
- 2 通常の学校に併設された学級の創設にむけた運動
- 3 外国の実践例をよりどころにした創設 の働きかけ

この通常の学校に併設された学級はあくまで精神病院―学校と同じやり方で行われ、また配属される女子教員は盲児や聾児のための施設で研修し、看護婦の授業に従うなどとの考えを示した。

次ぎに、1909年法とはどのような内容をもつ法律であるのか、関連法をふくめて、これまでいくつか報告されている^{10,11,12)}。ここでは、大井・津田の翻訳を参考にする。

Ⅱ 1909 年 4 月 15 日法について

この法律の名称は、原文では Loi du 15 Avril 1909 Relative à la création de classes de perfectionnment annexees aux écoles élémentares publiques et des écoles autonomus de perfectionnement pour les enfants arriéres 遅滞児のための公立初等学校併設の養護¹³⁾ 学級と独立養護学校の設立に関する 1909 年 4 月 15 日法である(以下,本論では慣例に従い 1909 年法あるいは 1909年 4 月 15 日法とよぶ)

1. 1909 年 4 月 15 日法の内容

全部で15条から成っており、逐条で見てい

₹.

- 第1条 市町村と県の要請により男女の遅滞 児 (les enfants arrierées) のために以下 のような内容のものを設置できる.
 - 1) 公立初等学校に付設した養護学校 (Des classes de perfectionnement annexés aux écoles élémenntaires publiques)
 - 2) 半寄宿学校と寄宿学校を含む独立した 養護学校 (Des écoles autonomes des perfectionnement).

学校と独立学校の施設はすでに公立初等教育の施設である。

第2条 付設養護学級は6歳から13歳まで を対象とする。

独立養護学校はそれに加えて16歳まで教育を続け初等教育と職業教育をおこなう

養護学級の生徒で13歳になっても職業 につくことができない場合は、養護学校に 入学することができる.

家庭で教育するには重度過ぎる子どもの 場合は寄宿制がのぞましい.

第3条 いかなる養護学級も異性の子どもを 受け入れてはいけない。

独立学校は,男女の二つの部門を監督下 に置くことができる.

第4条 養護学級と養護学校創設時の最初の 設備,備品および拡充のために政府によっ て認められる補助金は,1885年6月20日 法の第7条で定められている比率による.

この事業は、公教育省によって承認され、 規則に従い受け入れられた計画にそって実 行されなければならない。

- 第5条 養護学級と養護学校の経常的経費は, 創設した県および自治体が負担する.
- 第6条 市町村は、関係する市町村の同意を 得て、他の市町村の地域に養護学校を創設 することができる。

独立養護学校がそれを創設した県あるい は市町村と同一の県,同一の市町村に位置

しない場合には、教育法の実施に関する権限を実行する主務官庁は、下記の第11条を留保し、前期の行政機関が位置している県あるいは市町村の当局でる。

第7条 養護学校と付設学級で働くよう任命 された校長、教員は、公立小学校の職員と 同じ、あるいはそれ以上の権利を与えられ る。

寄宿舎の舎監の職務を彼らにゆだねることができる。

校長は公教育相によって任命される。

学級を担当する教員は、大学視学官によって推薦され、知事によって任命される. 彼らは、遅滞児教育のために定められた特殊免許状を有する候補者の中から優先的に 選ばなければならない.

県立の寄宿舎の舎監は、その長によって 推薦され、知事によって任命される。

第8条 養護学校と付設学級の職員は、法定 の給与に加えて、彼らがしなければならな い余分のサービスのために、手当あるいは 現物での優遇を受ける。

遅滞児教育のために定められた特別な免許状を有する職員は、彼らが養護学校あるいは付設学級で働いている間、恩給積立金を差し引き、300フランの付加給与を受ける。

- 第9条 付設学級あるいは独立学校の創立に 関する公教育省の決定は、そのそれぞれに 対してその組織の機能について特別な条件 を定める、すなわち、
 - ーそれぞれの部に入学させる生徒の最大 定数
 - 一週間の教育を行う曜日,授業時間と 日課
 - 一教師がさまざまな学級と部門で働く条 件
- 第10条 養護学校の寄宿と半寄宿は県あるいは市町村の判断による直接的管理で運営することができる;それらは,管理が一切の

責任を負う施設の長にゆだねられるという 契約によって、校長の判断によって運営さ れることができる。

それらの契約は、知事の先決的勧告に基づき、公教育省の承認を受けた後にのみ執行される。契約の変更についても同様である。

おのおのの施設における寄宿と半寄宿の 経費として,家族が負担すべき最大限の負 担金と,財源は,知事の勧告により,県議 会あるいは市議会の議決をへて,公教育省 において定められる。

第11条 養護学級と養護学校は次に示す条件に従わなければならない。

- 1 1886年10月30日の法律第9条によって定められた条件によって行われる監査.
- 2 創設した市町村,あるいは創設した 県によって行われる医学的な診査,診査は ひとりひとりの児童について行われ,少な くとも学期ごとに検査される。その観察は, 個人の学業と健康の記録簿に記録される。
- 第12条 初等教育視学官,養護学校の校長あるいは教員と医師から構成される委員会は,公立小学校に入学させることができないか,あるいは止まることができないで,もし教育が家庭でも与えられないとしたら,付設学級あるいは養護学校に入学を許される子どもがどんな子どもかを決定する。

家族の代表が常に子どもの検査を援助するために招かれる。

第13条 保護委員会が、それぞれの養護学校 について作られる。委員会の委員は、知事 の勧告に基づき、もしその施設が市町村立 であれば、市町村長の勧告に基づき公教育 省によって任命される。

婦人が必ずそれに加わる。

もし、その施設が市町村のものであれば 市町村議会によって、その施設が県のもの であれば県議会によって、任命される理事 会が、各養護学校について設立される. 理 事会は常に、公教育相の代理人、その施設 が置かれている県知事の代理人と、少なく とも一名の医師を含む。

第14条 公教育省の最高会議の勧告によって, 布告される省令と訓令が,教育のプログラ ムと特別な免許状の獲得の条件の性質を決 定する。

第15条 次の条件については、法的な管理規 定によって規定される。

養護学校と付設学級で雇用される補助教 員,作業主任と作業指導員の賃金

養護学校と寄宿舎の従業員と用務員の国 の年齢年金手帳の所持と定期的払い込みの 強制

また,4月15日法の施行に伴ない,同年にはいくつかの関連法規も出された。これらの関連法規は4月15日法で明らかにされた「精神薄弱児教育」の基本方針を具体的に運用していくための規定である。次のようなものがある。①遅滞児教育の免許状に関する1909年8月14日の政令 ②遅滞児学級の定員と日課に関する1909年8月17日の省令③養護学校に関する1909年8月25日の訓令

1909年法を概観すれば、「精神薄弱児」教育は公立初等教育の一環であり、教育する場合は学校教育である。前章で指摘したようにブルヌヴィルとが抱いていた医学と結び付いた学校構想との関連は全くみられない。また、対象とする障害については比較的軽度といえるだろう。つまり、第2条にみられるように、職業教育が柱になっており、職業に就くことが前提なのである。そして、それができない場合には養護学校の対象となる。このことは、養護学級と学校では前者よりも後者の方が障害の程度の重いものが対象となっているようである。

Ⅲ 1909 年法成立までの過程

1. ブルジョア委員会について

前にも述べたように、1881年と1882年の

公教育法には、「精神薄弱児教育」の規定はなく、そのままの状態で時間は過ぎていった。国として本格的な取り組みは、1904年10月4日の省令において文部大臣ショミエChaumiéが「初等教育の義務制に関する1882年3月28日法の規定を異常児enfants anormaux(盲児、聾啞児、遅滞児など)に適応する条件を検討するための委員会」を設けたことに始まる。これが、委員長の名を取りブルジョア委員会と呼ばれる委員会であり、その活動が1909年法の制定に大きな影響を与えたといわれる。第1条には、1882年法を「異常児」に適応する条件を検討するという委員会の目的が掲げられている。

第2条にその構成メンバーが明示されている $^{14)}$.() 内は法令に書かれている肩書である.

Léon Bourgeois レオン・ブルジョア(国民 議会議員,元文部大臣,委員長)

Baguer バゲ(アスニエール県立聾啞学校 長)

Bédorez ベドレ(セーヌ県初等教育長)

Binet ビネ(ソルボンヌ大学心理学研究実験 室長)

Bourneville ブルヌヴィル(医師、公的扶助 上級委員会委員)

Bruman ブルマン(評定官,内務省の県市町 村行政局長)

Charcot Marcel シャルコ マルセル (公教 育視学総監)

Cohen Jacques コアン ジャック (法務医師, 内務文化省官房次官)

Collignon コリニョン (国立聾啞学校校長)

Gasquet ガスケ(文部省初等教育長)

Jost ジョスト (公教育省名誉視学総監)

Lacabe ラカブ (パリ初等視学官)

Malapert マラペール (ルイ・ル・グラン高校、哲学教師)

Mesureur メジュルール (パリ公的扶助管理 総務部長) Monod Henri モノ・アンリ (内務省公的扶助および衛生の長)

Robin ロバン (パリ国立盲学校長)

Saint-Sauveur サン-ソヴァー(内務省慈善施設局局長)

Strauss シュトラウス(上院議員、公的扶助 上級委員会委員)

Mile Stupuy ステュピュイ嬢(パリの幼稚園の園長)

Gauraud ゴロー (医師,委員会の事務担当) この委員会のメンバー表からは,1904年10月4日の法令の中にはっきりとブルヌヴィルの名前は刻まれ,1909年法の骨子を作成したブルジョア委員会のメンバーの一人であることが確認された.

ブルジョア委員会の構成人数はは上記 20 名である 15 . またその構成メンバーの肩書をみるとブルヌヴィルとは数少ない医師の一人であり,他はほとんどが教育・心理学関係と行政関係者である.

Fardeau らによると、この委員会の政治的位置づけは、「委員会は、実際には急進左翼と急進社会主義のメンバーからのみ構成されており議長には満場一致でレオン・ブルジョアが選任された。」とある 16 。

この委員会の任務は、「(1)異常のさまざまな形態と程度が認められる特徴を決定すること、(2)一般的な調査によって異常児の概数を明らかにすること、(3)開設が必要とされる特別な学校のタイプを定めること、(4)用いる教育学的方法少なくとも大筋において明らかにすること、(5)新しく教員養成を研究すること、(6)必要経費についての国及び町の間の適正な配分を研究すること」などであった¹⁷⁾。

2. 国民議会での論議

ブルジョア委員会が三年弱の時間をかけて 答申を行い、それをもとに首相のブリアンに が 1907 年 6 月 13 日に提案し、国民議会で可 決されたのが 1909 年であった。 国会における審議の様子は Faudeau M. et al.に描かれてある $^{18)}$ 。

「会期中,議論は基本的には医師と財界人によってなされ,共和国連合l'Union Réqublicaine (中道左派 centre gauche) に属するアルノー・ドゥノア Arnaud Denoix 医師の側から特に次のような批評と反対意見が聞かれた:「この法は特別な財政をもっておらず,とても少数の子どものために資本を投資することになり,底無しの散財になるだろう」と。子どもに関しては,"教育可能なもの"だけを考慮し,はっきりと精神病理学に属している子どもは"施設に戻さ"なくてはならない(Cazeneuve カズヌーヴ医師),あるいは,さらに身体的視点では正常である遅滞児のみを示すべきだという声が大きくなるのを感じた。

多くの発言者は、町のために"要求された"田舎を見ることの不安にもかかわらず、田舎に特別な学校を設置し限られた人数を男女別に分けるとが不可能であることを強調した。

要するに、右派と中道はこの計画は財政委員会の前に戻すことを要求していた。(それに対し推進派の)反応は慎重であった:併設養護学級と養護学校の設置計画は任意なものにすぎず、設置数は限定し、財政法に基づく学校建設のための補助金が承認され(ドゥメルグ Doumergue)、この計画は穏やかで慎重で費用もかからないと繰り返した(シュトラウス Strauss)。委員会への差し戻しに反対の採決は、政治学的なき裂をあらわにした:民主的左派、急進的左派、急進社会主義派と共和連合はそれに反対し、右派と共和左派の大部分(中道右派)は賛成の票決をした。これは、上院の討論の中でも最も重要な投票であった。

かなり複雑な政治情勢の中で¹⁹⁾ この法案 は可決されたことが明らかになった。

Ⅳ 1909 年法の成立とブルヌヴィル

前章Ⅲで確認したようにブルヌヴィルは 1904 年に設置されたブルジョア委員会のメンバーであったのだが, Fardeau M. et al. によると,「一度として彼(著者注:ブルヌヴィル)の名前は,議論に表れず,この法に捧げられた本文の中にも掲げられていない。」 20)と 1909 年法の成立へのかかわりが確認されなかったこと,暗にこの法案の作成にブルヌヴィルが遠ざけられていたことを指摘している

ブルヌヴィルは、「精神薄弱児」教育に対 し独自の構想をもち長く運動と活動を展開し ていたにもかかわらずなぜこのような事態に なったのであろうか。この原因として, Fardeau M. et al. は,ブルヌヴィルとブルジョ ア委員会のメンバーであったビネらの勢力等 にビネらが中心に活躍した「子どもの心理学 的研究のための自由協会 la Société Libre Pour l'Etude Psychologique de l'Enfant (S. L. E. P. E.) [21] との確執を Fardeau は指摘 している. Fardeau はまた、ブルジョア委 員会は「ビネとシモンに支配されていた |²²⁾ と直接のメンバーでもないシモンの名をあげ 記述している. Monique VIAL. J. GATEUAX らの研究者たちも 1909 年法成 立におけるブルヌヴィルの無視の事実を指摘 しており、同じようにビネやこの自由協会と の確執を原因の一つを考えている23)。

ブルヌヴィルとビネの考え方の相違点をあげる.

まず、対象とする者の障害の程度のことが まず指摘できるだろう。ブルヌヴィルがビセ ートル院で教育をしてきた子どもたちを新し い制度の中では対象外とする意向がビネの側 にはあったようである。

ビネは初めから「病院にいる精神薄弱児」 を教育の対象に考慮に入れなかったのだろう か.「教育連盟と自由協会の研究紀要を注意 深く検討するとレオン・ブルジョア委員会が 設置された 1904 年以前この懸念(著者注: いわゆる重度の「精神薄弱児」に教育をする ことに関する疑問)は出現していないことを 証明している。」²⁴⁾ にもかかわらず委員会の 設置された以降は、「ビネとシモンは、完全 に読むことができない子どもに何年もかけて 文字を学習させる必要はないと考え、きわめ て単純に"病院の異常児の排除"を提案して いる。」という Fardeau M. et al.の記述があ る。

また両者の相違点では使用している言葉の違いもある。「精神薄弱児」を教育する学校と学級に冠している言葉については、1909年法でがPerfectionnement、ブルヌヴィルはSpécileを用いている。ビネは上述のように「精神薄弱児」教育からは病院にいる者を対象から外し、あくまで対象を教育可能な者に限ることを考えおり、その時に「精神薄弱児」をもつ家族の傷つきやすい感受性を害さないように、間接的な表現をビネが示唆したともいわれる²⁵⁾。

Fardeau M. et al. はさらに、ビネの側から の個人的な攻撃の具体例をあげている。「関 心事の軸が徐々に、主にアルフレッド・ビネ とテオドール・シモンの活動のもとに移動し ていった:それと平行してブルヌヴィルの活 動が段々と目に見えて減少していき、 ついに は隠蔽された. まず、彼は個人的な攻撃の対 象となったばかりでなく、ビネとそのほかの 人々の側から-直接あるいは間接的に-科学的 な攻撃の対象となったというべきである。異 常児にあまりにも没頭した"愛撫"について 彼を裁判に引き立てるまでになった。 とりわ け,ビセートル院の精神病院-学校の有効性 について信用を失墜させることに努めた。か かった費用と施設を退寮した成人の職業的な その見返りの間の不一致を強調した。もはや 白痴児、変質児については語らなくなり、や がて全くふれることがなくなった。治療につ

いてはもう話をしなかった。学校の施設の効率を語るようになった:ビネとシモンは,完全に読むことができない子どもに何年もかけて文字を学習させる必要はないと考え,きわめて単純に"病院の異常児の排除"を提案している²⁶⁾。

ビネ,シモンらの自由協会との関係について Fardeau M. et~al.は、さらに次のように述べている。

Fardeau M. et al.はブルヌヴィルとビネらの勢力との争いについて「ブルヌヴィルは排除され、その関心事は遠ざけられ、改革の精神はゆがめられた。1909年には引退して数年たち、その力は弱くなっていた。この法律の採択の1ヵ月後には彼は亡くなったのである $]^{27}$ と厳しい言葉を使っている。

以上が、「ブルヌヴィルの活動が変えられ、 覆い隠されていったしくみである。事実、目標は学校の安上がりを促進するため、エリートを形成するための教育創設になった…知能の測定は一種の社会的予防になった」²⁸⁾

そして、ブルヌヴィルが「排除」されたことについて、「懐柔と排除の物語りはブルヌヴィルが初めてではない。その前には、ヴァランタン アユイがロシアに出発せねばならなかったし、ブルヌヴィルがその追悼文を起草した偉大なる先駆者たる E.セガンはアメリカに移住せねばならなかった。そしてそこで認められ敬服された。」と結んでいる²⁹⁾。

ν まとめ

1909 年法成立にブルヌヴィルはほとんど 直接的には関与することはなかった,すなわ ちブルヌヴィルの意向は 1909 年法に反映さ れることはなかったと考えられる。よりきつ い言い方をすればブルヌヴィル排除によって もたらされたといえるだろう。

そのように考える根拠は、まず対象とする 子どもの障害について指摘できるだろう。つ まりブルヌフヴィルが教育の対象と考えてい たのはどちらかというと「重度」であり、彼らを受け入れる組織としては「病院-学校」であった。それは、医療と教育の複合体である。しかし、1909年法では教育可能な子どもたちであり、「病院対象の異常児」は除いてある。そして、学校は病院とは切り離された純粋な学校組織である。あくまで学校教育主体の体制であった。

次に、使用されている言葉からもそのブルヌヴィル排除の意図を指摘できる。ブルヌヴィルの言葉では、「病院-学校」「特別学級」であり、一方1909年法では、ビネが作成したといわれる。「養護 Perfectionnement 学校」「養護 Perfectionnement 学級」である。

何故,このようにブルヌヴィルが排除されたのか。何人かの研究者が指摘するようにビネや自由協会との確執をまずあげられるだろう。当時,「精神薄弱児」教育の主流となったビネらに対し,公教育の学校とは別の病院内の「学校」で実践を行っていたブルヌヴィルの力関係の変化,さらに1906年2月1日にはビセートル院を定年退職したブルヌヴィルの影響力の低下もまた遠因と考えられるだろう

今回は、ブルヌヴィルと1909年法の成立という主題を主としてFardeau、M. et Weygand、Z. (1991)の論文に拠った。1909年法の成立にブルヌヴィルはほとんどかかわることがなく、彼らの言葉を使えば、ビネらに「排除」されたという論旨はMoniq VialやGateux、M.らのものと大きな違いはないようである。今後、彼女らの一連の研究の紹介とともに、その後、1909年法で謳われた「精神薄弱児」教育における学校教育中心主義の方針が現在の学校教育と医学部門との融合という特徴に至ったことの経緯と論理を明らかにしなければならないと考える。

注

1) 星野常夫:フランス19世紀後半の「精

- 神薄弱児」教育の展開に関する一考察ーセガン以降のビセートル院の教師ヴァレを中心にして一,文教大学教育学部紀要,vol. 27, 1993a 64-73.
- 2) 星野常夫:フランスにおける精神薄弱児 の処遇の歴史に関する一考察(4)―セガン 以降,ビセートル院の教師ヴァレを中心 として一,日本特殊教育学会第31回大 会発表論文集1994b786-787.
- 3) 星野常夫:フランス 19 世紀後半の知能 遅滞児教育の展開,大井先生退官記念論 文集刊行委員会編,「障害児教育学の探 究」所収,田研出版株式会社 1995,77-93.
- 4) 星野常夫: ブルヌヴィル, D. M. (1840 -1909) の経歴と著作・論文, 文教大学教育学部紀要, vol. 28, 1994a 82-94.
- 5) 星野常夫:フランスにおける精神薄弱児 の処遇の歴史に関する一考察(5)—ブルヌ ヴィル Bourneville, D.-E. (1840-1909) について一,日本特殊教育学会第32回 大会発表論文集1994b826-827.
- 6) 星野常夫:フランスにおける精神薄弱児 の処遇の歴史に関する一考察(6)—ブルヌ ヴィルの「特別学校と特別学級」設立へ のかかわり-,日本特殊教育学会第33回 大会発表論文集1995 918-919
- 7) Fardeau, M. et Weygand, Z., Bourneville *et la* loi du 15 avril 1909 in Poirier, J. *et al.*, De Bourneville à la Sciéyose Tubéreuse. Flammarion 1991 PP. 121-125.
- 8) ibid. P. 123-124.
- 9) 星野常夫: フランスにおける精神薄弱児 の処遇の歴史に関する一考察(5)—ブルヌ ヴィル Bourneville, D. E. (1840-1909) ついてー, 第 32 回大会発表論文集 1994 826-827.
- 10) 大井清吉: フランスの1909年4月15日 法について, 尾島硯心先生退官記念論文

- 集, 1968 25-29.
- 11) 大井清吉・津田敬子翻訳「1909年4月 15日の法律について」フランス障害児 教育の研究2フランス障害児研究会 1978年2月15日19-25
- 12) 星野常夫:フランスにおける精神薄弱 児の処遇の歴史に関する一考察(7)—1909 年4月15日法とブルヌヴィルー,日本 特殊教育学会第34回大会発表論文集 1996 p.608-609.
- 13) 本論文では perfectionnment を暫定的 に「養護」と訳す、原文は、改良・改善などに訳される、辞書に掲載されたまま の訳では生硬である。原文の意味を残し、現在の日本で使用されている用語などを考えてこのように訳した。
- 14) Monique VIAL, Les débuts de l'enseignement spécial en France: Les instsnces politiques nationales et la création des écoles de perfectionnement: les artisans du loi (1904-1909), In Centre de Recherche de Éducation Spécialisée et de l'Adaptation Scolaire (C. R. E. S. A. S.) 1982, 22, 140.
- 15) Fardeau M. *et al*. op. cit., p. 122 によれ ばブルジョア委員会メンバーの数は 21 名となっている。
- 16) Fardeau, M. et al. op. cit., p. 121.
- 17) Binet, A., Simon, Th., Les enfants anormaux, Armand Colin 1907 p. 60-61.
- 18) Fardeau, M. et al. op. cit., p. 121-122.
- 19) 1909 年法が国会で可決された 20 世紀の 初頭の政治状況は、1870 年以来から始 まった第 3 次共和制体制のもとにあった。 この共和制の特徴は、「その枠のなかで 政権担当者の交替はきわめてひんぱんで、 1 年にほぼ 2 回も内閣が交替し、約 100 の内閣があらわれては消えていった。な ぜ、内閣がつねに短命であったかといえ

『教育学部紀要』文教大学教育学部 第30集 1996年 星野常夫

- ば、議会を構成する議員構成が小党分立の状態で離合集散がたえず行われており、しかもその議会が内閣を構成するうえで大統領よりも強力であったので、議会内の対立がストレートに政局を変動させたのである.」といわれる。河野健二フランス現代史 山川出版社 昭和52年p.135-136.
- 20) Fardeau, M. et al. op. cit., p. 122-1123.
- 21) 自由協会 S. L. E. P. E.とは、1988 年ソルボンヌ大学教授のビュイッソンが子どもの心理学研究発展のために組織し、1902 年にビネが引き継いだ組織である。シモンの協力を得て、当時の教育関係者たちと密接な関係をたもつ一方、実験教育学の実験室を作りそこで遅滞児にかかわりをもつ教師や両親に対して教育相談

- 所の機能を担うことになり、重要な貢献をした。このような活動が、1904年のブルジョア委員会の設置へ向けた大きな原動力になったといわれる。
- 22) Fardeau, M. et al. op. cit., p. 122.
- 23) ① Moniue VIAL, Les enfants anormaux à l'école: aux origines de l'éducation spécialisee 1882-1909, 1990, Armand Colin ② Gateux-Mennecier, J., Bourneville et l'enfance aliénée, 1989, Centurion.
- 24) Fardeau, M. et al., op. cit., p. 123.
- 25) Gateux-Mennecier, J., op. cit., p. 233.
- 26) Fardeau, M. et al., op. cit., p. 124.
- 27) Fardeau, M. et al., op. cit., p. 124.
- 28) Fardeau, M. et al., op. cit., p. 124.
- 29) Fardeau, M. et al., op. cit., p. 124.